

## 被災者生活支援法の適用（令和4年台風第15号）



令和4年台風第15号による災害について、被災者生活再建支援法に基づき、下記の区域について同法を適用をします。  
対象区域において、住宅が全壊、大規模半壊及び中規模半壊した世帯等については、今後、申請により、公益財団法人都道府県センターから、住宅の被害程度や再建方法に応じて支援金が支給されます。

### 1 対象区域及び住家被害の状況

対象区域	災害発生日	住家被害(世帯)		
		全 壊	半 壊	床上浸水
静岡市 (しずおかし)	9月23日	調査中	調査中	450世帯 以上

※令和4年10月11日現在。

### 2 該当条項

被災者生活再建支援法施行令第1条1号  
(人口30万人以上150世帯の滅失)

### 3 法適用日

令和4年9月23日

#### <参考>

○被災者生活再建支援制度は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給する制度

#### ○支援金の支給額

以下の1、2の合計額(最大300万円/世帯)

1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)(最大100万円/世帯)

2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(最大200万円/世帯)

担当：危機管理部 危機政策課

連絡先：危機報道官 TEL 054-221-3731